

予算特別委員会会議録（ 4 ）			
日 時	平成 9 年 9 月 1 9 日（ 金 ）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 3 分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	岡本委員長、新野副委員長、前田・大竹・大畠・久末・佐々木(勝) ・武井・浅田・横尾・阿部・高階 各委員		
説 明 員	総務・財政・市民・福祉・環境各部長、樽病事務局長、保健所長、 保健所参事ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に久末・武井両委員を指名。付託案件を一括議題とし、これより厚生常任委員会所管事項に関する質疑に入る。

浅田委員

犬・猫の飼い主探しについて、平成7年度より実施しているが実績について示せ。

生活衛生課長

今年は5月に第1回目を実施し、犬が3頭、猫が27匹それぞれ持ち込まれ、その内犬は3頭が縁組され、猫は10匹が引き取られている。なお、第2回目は9月21日に花園グリーンロードにおいて実施する予定になっている。

浅田委員

平成7年度は6回開催され28組の縁組が、また、8年度は3回開催され52組がそれぞれ縁組されている。今年度は2回の開催を予定しているが、年々回数が減少してきているのは何故か。

生活衛生課長

7年度は長橋にある犬の抑留所で6回実施している。そこは場所的に非常に不便な所であり、人の集まりが悪かった。第5回目は動物愛護週間であったので、花園グリーンロードで実施したところ約200名の人が集まった。そのため翌年から同処において年3回実施したところである。なお、犬の場合は繁殖期があるので、毎月1回実施するよりも実施月を決めた中で行った方がより効果があるということで、今年度から2回にした。

浅田委員

3年間で93組の縁組がされており、捨て猫が減っているという点からもその効果は表れていると思う。縁組をさらに成立させるためには開催場所及び曜日を検討する必要があると思うがどうか。

生活衛生課長

7年度は第4金曜日ということで5月から10月まで実施したが、8年度からは日曜日に花園グリーンロードにおいて実施している。今年度は年2回の実施であるが、現在市民からの問い合わせがかなり来ており、9月21日には多くの人が集まると期待している。

浅田委員

ゴミの再資源化システムについて、RDF(固形化燃料)の問題が道議会で取り上げられ研究していきたいということであった。その後、7月に設置された道の環境政策推進会議で検討していきたいということであったが、その経過について示せ。

環境部主幹

現在聞いているところでは道議会の3定において調査費を計上するための手続きをとっているということである。

浅田委員

札幌市を除く道央6市で考えていきたいということであるが、どうか。

環境部主幹

6市であるが、その後室蘭市を初め、周辺の市や広域処理を行なっている組合からも調査対象に入れてほしいという声が出ている。必ずしも6市に限定した取り組みにならないことも有り得ると思う。

浅田委員

6市はいずれの市か。

環境部主幹

小樽、江別、千歳、恵庭、北広島、石狩の各市である。

浅田委員

この方法によるメリットは何か。

環境部主幹

従来の焼却処理方式とRDFとの相違点はダイオキシン対策という点である。昨年からの問題が大きく取り上げられ、これに対する処理方式の一つとしてRDFが取り組まれている。しかし、RDFにしたからといって必ずしもダイオキシン問題が全てクリアされる訳ではなく、それを燃やした時点では同様の対策が必要になってくる。ただ、焼却処理方式よりも安定した燃料なり、対策がとりやすいということでダイオキシンの低減につながる施設ではないかと考えている。

浅田委員

その他のメリットについてはどうか。

環境部主幹

生ゴミの処理は難しく、分別しづらい面がある。RDFの処理方式を選択すれば、事前に乾燥施設を設けることになるが、紙等の固形燃料とともに生ゴミ処理ができるということから、各市でもこの方法を取り入れているところが増えている。

浅田委員

今後、各市でこの処理方法を取り入れていった場合、小樽市もこの方法に変わるのか。

環境部長

基本計画の中では焼却施設をつくろうと考えている。ただ、このような状況になっているので、例えば2つの焼却炉を1つにするとかあるいはRDFにするとか、いろいろなことが考えられる。今後、広域行政あるいはこのような処理も含めながら、慎重に検討していかなければならないと考えている。

浅田委員

その際のタイムリミットはいつか。

環境部長

道では3定で予算措置をしながら調査を行う。今年度予算づけされれば、年度内にある程度の方向性が出てくるのではないかと考えている。6市とも焼却炉の新設や改修の問題があるので、そのタイムリミットは大事になってくる。方向性が出た段階で各市ではそれを持ち帰り、それぞれの自治体で検討に入ることになる。

浅田委員

現在、診療報酬制度の見直しを含めた医療提供体制及び医療保険制度の抜本的な改正が厚生省で検討されているというが、その中身について示せ。

保険年金課長

薬価基準制度については現在の公定価格を廃止して、薬価について償還基準額を設定した中で適正な医療費を定めるとしている。また、診療報酬の支払については従前出来高払いであったが、ある程度慢性疾患など固定した病気には定額払いの併用もどうかという部分も示されている。さらに医療提供の改正では医療機関における掛かりつけ医の機能の分担を明確化することが挙げられている。

医療保険制度については、現在国民健康保険を初め、被用者保険ということでかなり多岐の保険者がいるのでそれを一元化してはどうか、あるいは老人保健制度とは別に70歳以上の高齢者を一本化した高齢者医療制度の改革が盛り込まれている。

医療費の適正では、外来患者の重複受診の是正、長期入院の是正あるいは医療請求における審査の重視、また、医療機関に対する指導監査の強化、調剤薬局の分業による適正化を図っていくという案が示されている。

浅田委員

医療費適正化の一環としてレセプト点検を実施しているというが、それによる国保における財政効果はどの程度になるか。

保健年金課長

8年度の実績では一般・退職者で2,120万円、老健の国保加入者分で1,150万円、合わせて3,270万円の財政効果があった。

浅田委員

レセプト点検を行わなければこの分は不正に支払われたということになる。これが他の社会保険ということになれば、その額はさらに大きくなるのではないか。

保険年金課長

レセプトの請求については、直接医療機関から保険者に来るのではなく、国保については医療機関が一旦北海道国民健康保険団体連合会に請求し、同連合会では一カ月かけてそれを点検し、それが保険者に回って来ることになる。その中で再度点検を行い、また、その中では考え方等の違いもあるかと思う。それについては国保のみならず、被用者保険の方でもこのような点検作業を行っていると聞いている。

浅田委員

レセプト点検の他に医療費適正化に向けた対策は何か講じているか。

保険年金課長

現在、国保加入者に対し、年5回の医療費通知を実施している。これは通知することによって加入者に対し、健康についての意識を高めてもらい、その部分での国保制度を理解してもらうというのが趣旨である。同時に例えば実際の通院回数と通知書を突き合わせしてもらうことによって、仮に回数が違っていればその情報も寄せられ、それを基に道に調査してもらうということもある。

浅田委員

戸籍事務の0A化について、道内他都市で実施しているところはどこか。

(市民部)堀内主幹

稚内市、北見市、上富良野町で実施している。

浅田委員

戸籍事務の0A化とは具体的にどのようなことを行うのか。また、本市としては今後どのように取り組みを進めていくのか。

(市民部)堀内主幹

既に住民票では実施しているが、戸籍情報をデ・タ化してそれを実施ディスク用の記憶装置に移し、受付に設置して交付するということである。現在は戸籍謄・抄本の請求があった場合、書庫に行って該当する簿冊を検索し、それを複写し内容をチェックのうえ認証して交付している。それを住民票の交付と同様に、端末機を操作することによって特定された戸籍謄・抄本が出力され、場合によっては認証もされる。これによって請求者の待ち時間が節約でき、市民サ・ビスの向上が図られると考えている。

今後の取り組みについて、第一段階としては戸籍にはその戸籍と住民票をつなぐものとして附票というものがつけられているが、それをデ・タベ・スとして戸籍の受付処理システムを平成8年に導入稼働している。次の検討課題としては戸籍簿そのものをデ・タ化する作業が残っている。本市としては導入費用の軽減のための入力プログラムの開発や導入後のランニングコスト等を抑制するための方策を考え合わせ、戸籍・除籍・改製原戸籍を連続した形でデ・タ化していくことが適当と考えている。

浅田委員

戸籍事務の0A化にあたり、その財源及び国の助成についてはどうか。

(市民部)堀内主幹

現在、本市では戸籍・除籍・改製原戸籍の全てについて考えており、全体で約5億円程度の経費がかかると考えている。戸籍事務の0A化は全国的にはしりの状況であり、今後コストダウンも考えられるので、その辺の状況を見極めていきたい。また、財源については戸籍事務だけが助成の対象になっており、特別地方交付税として実施後交付されることになっている。さらに戸籍事務の0A化によって3名強の職員の削減が見込まれており、その分の人件費も財源として考えられる。

市民部長

戸籍事務の0A化によって市民の待ち時間がないようにしたいと考えている。ただ、相当の戸籍原本を持っており、これを全てデ・タ化するとなればかなりの人件費がかかる。

これをなんとか簡潔にできる方法がないかを検討しているところである。

浅田委員

手宮バス停留所の移転について、地域住民との合意に至った経緯について示せ。

総合サービスセンター所長

昨年4月に手宮バス停が歩行者の危険を解消するため、手宮バスタ・ミナル付近に移転されたが、地域住民から不便であるという声があり、町会と商店街が一緒になってバス停を元に戻すための署名運動が始まり、市に対しても協力の要請があった。市としても中央バスに出向き、停留所の移転について検討方をお願いをした。本年8月5日にバス停移転に関する懇談会が開催され、その冒頭中央バスに対し約4,400名にも上る署名簿と要請書が手渡された。話し合いの中で現在あるバス停の場所は道道小樽海岸線ということで道路管理者が道の土木現業所なので、その交渉は市の方で行ってほしいということを確認して終わった。その後、場所については北洋銀行手宮支店前に選定され、土現と話し合いをしバス停の設置とそれに関する工事について了解を得た。

浅田委員

新バス停の設置時期と安全対策について示せ。

総合サービスセンター所長

土現と協議したところ、バス停予定地は植樹帯になっており、その中に街路灯・道路案内板等が設置されているため、それらの移転工事が必要になってくる。とりえず急ぐということなので、バス停として支障にならない範囲で簡易舗装をし、来月中頃を目途に進めている。バス停付近は交通量も多いので、乗客の安全を確保するためバスベイスの設置も要請している。土現としては今年度は困難なので、来年度の当初に予算要求をして工事を行いたい旨の回答を得ている。

浅田委員

小樽まちづくり市民懇話会より総合計画について10項目の要望が出されているが、その中で高齢化社会を迎えるにあたり、福祉公社の設立を提言している。これについてどのように考えているか。

福祉部長

高齢化社会の急激な進展、さらには少子化・核家族化ということを見るとその対策として公社の設立はクリアすべき課題もあるかと思う。ただ、高齢化福祉の一層の充実・拡充を図る上で有効な手立ての一つと考えている。

浅田委員

提言では可及的に実現してほしいという要望であるが、設置の可能性についてはどうか。

福祉部長

高齢化社会に向けて、単に必要なサービスを提供するだけでなく、保健・医療・福祉の垣根を取り、機能的に連携したシステムをつくる必要があると考えている。公社の設立は必要な手立ての一つと考えているが、上物をつ

くる場合の基盤整備は制度上医療法人あるいは社会福祉法人等が設置主体となって進めていくということであり、市としても当面法人の考え方・意見等を聞きながら、その可能性について検討していかなければならないものと考えている。

浅田委員

市の財政を考えた場合、非常に厳しい状況にあるが、前回の議会でも福祉行政の後退にならないようにという決議が全会一致で可決されている訳であり、その推進についてどのように考えているか。

福祉部長

議会の決議については重く受けとめているが、一方では行財政が厳しい折でもあり、市としてもホ - ムヘルパ - の増員やデイサ - ビス機能の拡大を図る等、マンパワ - の活用をより一層積極的に推進していく。その中で現行の老人保健福祉計画の目標達成に向けて最善の努力をしていきたい。

浅田委員

介護保険の導入について、市としてどのような検討を行っているか。

福祉部長

これについては現在国会で継続審議ということであり、流動的な要素もあるが、従来市の枠で考えるのではなく、保健・医療・福祉の垣根を取り払った中で、現在関係部との意見調整を行っている。これが導入された場合、法人・民間を含めたシルバ - ビジネスの動き、また、ボランティアをネットワーク化した動きなど諸々の要素が出てくる。

全庁的な対応を考えながら、今後とも情報収集に努め、円滑な実施に向けて準備をしていきたい。

浅田委員

これについては単に福祉部だけが対応すればいいという問題ではなく、全庁的にどのように高齢化社会を考えていくかが必要と思うがどうか。

福祉部長

この業務を進めていくには組織というか人の問題がある。できれば10月1日を目途に介護保険の導入に向けた準備室を設置しながら、全庁的な取り組みの中で進めていかなければならないと考えている。

横尾委員

過去5年間における特別養護老人ホ - ムの待機者及び入所定員を示せ。

老人福祉課長

5年度末の待機者が79人(入所定員200人)、6年度末が58人(定員250人)7年度末が107人(定員250人)、8年度末が182人(定員250人)、9年8月末で212人(定員300人)とそれぞれなっている。

横尾委員

5年前に比べ待機者は3倍近くになっており、確実に増えている状況である。また、70歳以上の人口は毎年約800人づつ増えており、何らかの対策を講じる必要があると思うがどうか。

高齢社会対策室長

特養ホ - ムについては増やしたつもりだが、それ以上に待機者が増えている状況にある。現時点では特養ホ - ムの枠が老人保健福祉計画で決められている。道を通じて小樽の実情を話し、この枠を増やしてほしいと要請をしたこともある。ただ、道では道の老人保健福祉計画の中で動いているので、11年度までは無理ということであった。

11年度までに残りの30床についてなんとかしようとして道とも協議をしている。その後福祉計画の見直しが行われるので、増床について道とも協力に協議をしていきたい。

横尾委員

待機者以外にも潜在的な施設利用を希望している人も多いと思う。この間行政は何の手立てもなく、手をこまねいて見ているということか。

老人福祉課長

今年の 6 月に待機者の状況を調査したが、210 人の待機者の約 5 パーセントが在宅で生活しており、残りは老健施設や病院で事実上生活をしている。今申請を受けても 2 年程度待ってもらことになるので、老健施設や病院を紹介したり、あるいは家族の協力が得られる場合、適当な在宅サービスや訪問看護ステーションのサービス等を紹介しながら、できるだけ日常の生活がうまくできるようにアドバイスをしている。

大島委員

現在、社会福祉協議会が実施主体となって給食サービス事業を行っているが、これを始めた目的は何か。

老人福祉課長

在宅で調理のできない 65 歳以上の単身世帯あるいは 65 歳以上の夫婦、身体障害者を対象に食生活の面で何かできないかということで始めた。現在、毎週金曜日に夕食を配食しており、1 食 500 円の内、300 円を材料費ということで利用者に負担してもらい、残りは社協を通じて市が補助している。

大島委員

配食はどのような方法で行っているか。

老人福祉課長

給食サービスの希望者は町内会に申し込みを行い、町会で希望者の状況を調査し、それを社協に通知して最終的に社協で決定する。配食については配食業者が町会の指定する場所まで持って行き、その後町会の配食を担当する人が利用者宅まで運ぶということである。

大島委員

町会が指定する場所は何を基準に決めているのか。

老人福祉課長

配食担当の家あるいは町内会館等それぞれの町会で違って来るかと思う。

大島委員

町会の配食担当者はボランティアで行っているのか。

老人福祉課長

町会によって取り扱いは違うと思うが、社協ではその費用はみていないと聞いている。ただ、町会によっては特に冬場は大変だということで 1 食当たりいくらという形でやっているところもあるように聞いている。

大島委員

市内の町会で連合町会に加盟している町会はいくつか。

総合サービスセンター所長

153 町会が加盟しており、未加盟の町会は 20 近くある。

大島委員

市内に 170 を超える町会がありながら、この事業を利用している町会は僅か 16 町会しかない。この事業の PR についてはどのような方法で実施しているか。

老人福祉課長

毎年、社協では市民向けに冊子を作成し、町会を通じて各家庭に配布している。この事業についてもその中に記載されている。

大島委員

この事業を利用している町会の中で、奥沢中央町会の利用が全体の約 3 5 パ - セントを占めているが、何か特殊な事情があるのか。

老人福祉課長

この町会では調理ができない人を手助けしていこうという協力がうまくいっている。この事業で一番ネックになっているのは配食する人である。この町会では十数人の配食担当者を確保し、ロ - テ - ションを組みながらやっている。その辺の積極的な取り組みがこのような実績になっていると考えている。

大島委員

確実に高齢者が増えてきている中でこの事業を知らない人も多い。奥沢中央町会でうまくやっている事例を参考にしながら、事業の P R に努めてもらいたい。

福祉部長

今の時代、独居老人世帯が増えているので、買い物や調理となれば潜在的な要望は沢山あると思う。ネックとなっている部分が明らかになっているので、社協とも協議をしながらどのような解決方法があるのか検討をしていきたい。

大島委員

樽病の職員組合が市立病院の統廃合等についてアンケート調査を実施したというが、調査結果ではどのような意見が多かったのか。

(樽病)総務課長

現在、病院の統廃合についてはどのような形でできるのか検討委員会で協議を行っており、その結果が出てから一定の方針が示されると考えている。組合としても病院はこうあってほしいと提言しているアンケートと思うが、その結果も参考にしながら一定の方向付けをしていかなければならないと考えている。

大島委員

職員は将来目指すべき市立病院をどのように考えているのか。

(樽病)総務課長

総合病院の中でも個々の診療科に何か特殊性や専門性を持たせた病院にしていく。一般病棟の外に長期療養型の病棟やタ - ミナルケア、リハビリなど特定入院病棟の設置によって、入院病棟の充実を目指す。救急医療体制を充実させ、一次及び二次の救急医療体制を充実していく。以上 3 つの病院の提言を行っている。ただ、これについては病院としても統合策について検討を行っているので、一定の方向性を出すときに参考にしていきたい。

大島委員

アンケート結果によれば医局に対する提言が多い。医師は勤務時間を知っているのか、あるいは病院経営やコスト面で高価な機器の無駄使いが多いのではないかという意見もある。本当に真面目に勤務している医師がいるのかと疑いたくなるような内容のものばかりである。これらの意見を今後どのように生かしていく考えか。

(樽病)総務課長

この調査結果については事実であるかどうか確認ができないが、院内で院長・副院長を含めてアンケートの調査結果について話をしている。病院経営については医局も含めて一丸となってやっていかなければならないので、院長から医局に指示をしている。

大島委員

これらの指摘を受けているので、医師・職員・看護婦が一丸となって取り組まなければ健全な病院経営はできないので、よろしく願いたい。

大竹委員

環境問題について、次の世代のためにも早急に解決しなければならない最重要課題と捉えているが、環境部の認識はどうか。

（環境部）管理課長

環境問題は非常に難しい状況になっている。その中で廃棄物の問題は生活している全ての人が努力していかなければならない大きな課題と考えている。

大竹委員

本市における分別収集や不燃物の資源化に向けた取り組みについて、他市と比較してどのような状況か。

環境部主幹

分別収集については今年度容器包装リサイクル法が施行され、全国的に取り組みされている状況である。その中で指定 7 品目について、全てを収集している都市は道内にはあまり多くない。本市が他市に比べて進んでいるかどうかの目安は、受け皿となる処理施設の整備がどのような状況なのかということだと思う。その意味では道内主要都市において、ここ一、二年をかけて急激な施設整備が進められている。

本市では天神にリサイクルセンタ - を建設中であり、今後桃内に資源化施設や R D F を含めた中間処理施設等が整備された段階で、一定程度道内主要都市と肩を並べる水準に達するものと思う。

大竹委員

努力はしているが、どちらかと言えば遅れ気味というのが現状と思う。資源化施設が供用開始するのは平成 1 5 年であり、市はそれに合わせた形で現在モデル地区を指定し、全市的な資源物の分別収集に向けて取り組んでいる。環境行政を進めるにあたり、1 5 年までに分別収集ができればよいという考えか。

環境部主幹

分別収集をするには地域住民の理解と協力が不可欠であり、住民との対話に時間をかけながら取り組んでいるのが実態である。課題としては現在実施している集団資源回収事業との調整が必要になってくる。一方では奨励金を出しながら、分別収集の場合は資金的な面は何もないということである。もう一点は市内中心部における家庭ゴミと商店街のゴミとの区分けも必要と考えている。また、容器包装リサイクル法が 3 年後に見直されるということであり、今後、追加される品目がどのように収集・処理されるのかを見定めていかなければならないと考えている。

大竹委員

今の答弁を聞くと非常に他人任せの言い方である。もっと本市の環境行政はこうあるべきという主体性を持った取り組みが必要と思うがどうか。

環境部長

現在、平成 8 年度よりモデル事業として分別収集に取り組んでいる。9 年度よりは、リサイクル法に基づき実施しているが、直ちに全市的に展開するのは困難だろうと考えている。天神にリサイクルセンタ - をつくり分別収集に取り組みながら、将来的には桃内にリサイクルプラザが出来た段階で、全市展開に踏み切っていくということである。

大竹委員

市民がゴミを分別して排出しようと思っても、出されたゴミが一般ゴミと一緒に収集車に入れられるのであれば、いくら市民がその意識を持っていてもそれをそぐ結果になるのではないか。

（環境部）管理課長

市民のリサイクルに対する意識は非常に高まっていると思う。本市では昭和 4 8 年から市民の自主的な参加を図りながら、集団資源回収事業を進めてきた。仮にリサイクル法による分別収集ができなければ、これまでの制度に乗った形で資源回収をしてもらおうような体制づくりは残っている。従って資源化されるものが一緒に収集されるということにはならないかと思う。

ただ、集団資源回収についてはなかなか個人ではできず、いろいろな団体を通さなければならないという背景がある点で、一つの限界があることは認識している。

大竹委員

通常の一般ゴミ収集の際に、そのようなことが行われていると思うがどうか。

(環境部)管理課長

資源回収の対象物はスチール・アルミ缶、ビン類等であり、市としてもチラシ等によっ市民に周知を行っている。確かにゴミの中には資源物が混じっているという認識は持っているが、それは本意ではない。今後もそのような意識を広く、市民に啓発していきたい。

大竹委員

一般ゴミの収集にあたり、分別収集することによる市のメリットや奨励金が出るということになれば、分別収集の意識はさらに高まるのではないか。

(環境部)管理課長

リサイクルの意識改革が大事であり、また、分別された資源ゴミがきちんと回収され、リサイクル施設に持っていくというルールが必要である。それは個別にできるものではなく、組織的に行わなければならないか難しいと思っている。地域の理解を得ながら町会単位で主体的に進めていかなければならないと考えている。

大竹委員

市長は「事業系のゴミや燃やさないゴミが排出されるので、一概にゴミ処理単価と比較するのは難しい」ということであったが、これらのゴミが資源回収に回されることにより、ゴミ処理にかかる経費は削減されるのではないか。

環境部主幹

集団資源回収に係る処理単価はトン当たり約 7,000 円であり、一方市の処理単価は 17,800 円である。小樽市の場合、主に取り扱っているものが新聞等の古紙・缶ビン等で一定程度集約すれば回収業者が回収できるため、経費があまりかからない。一方、市が収集しているゴミの中にはいろいろなものが入っており、中間施設・焼却場・埋立処分施設等がなければ処分できず、処理単価としては高くなる。その意味では比較することは難しいということである。

大竹委員

事業系や燃やさないゴミの中から、資源化ゴミは出ないのか。

環境部主幹

事業系ゴミの中にも資源化できるものについては、これからも資源化していかなければならないと考えている。今後、桃内に建設予定の施設の処理規模も縮小できる訳であり、その意味では具体的な経費節減につながっていくのではないかと考えている。

大竹委員

本格的な資源化施設は平成 15 年を目途に建設されるということであるが、規模・建設費等についてはどうか。

環境部主幹

一般廃棄物処理基本計画によると、桃内に建設予定の資源化施設は、処理能力が日量 138 トンであり、施設の機能としては燃やさないゴミ、資源物の選別処理あるいは大型ゴミの破碎処理など総合的な施設を考えている。燃やさないゴミの中に入っている燃やすゴミを分別していき、最終的に埋め立てせざるを得ないものについては埋立てをするということである。なお、建設費は 18 ないし 20 億円を想定している。

大竹委員

資源化施設は桃内地区に予定されているが、小樽市全体から見れば西側に位置しており、機能面から考えた場合、

より中心地に近い場所を選定すべきではなかったか。

(環境部)管理課長

この場所については、平成6年以降非常に長い経過の中で選定されたものであり、この方向に沿って進めていきたい。

大竹委員

家庭ゴミから排出される生ゴミの処理について、固形燃料方式に向けられるとのことであるが、具体的にはどういうことか。

環境部主幹

生ごみに含まれているタバコの吸殻等の不純物を分別することが困難であることから、ある程度の規模の市では収集したゴミを固形燃料として製造処理している市が増えている。

大竹委員

市としては固形燃料方式に向けて取り組んでいくと考えてよいか。

環境部長

固形燃料については基本計画の中にも入っているが、その方法を直ちに全力で進むというところまで至っていない。道の調査あるいは関係自治体等、今後の状況を見ながらそのような場合も有り得ると判断している。

大竹委員

事業系ゴミはそのほとんどが埋め立てされているが、事業者の適正な処理負担についてはどのように考えているか。

(環境部)管理課長

現状は適正なものとなっているとは理解していない。家庭系ゴミは行政の責任で処理していかなければならないが、事業系ゴミは自ら処理する責任がある。現在、市が管理する処分場に投入されていることから、その経費に見合った分を処理経費としてもらうべきと考えている。

現在、産業廃棄物については手数料を取っているが、埋立経費としては事業系の一般廃棄物は無料となっており、今後処分経費については検討していかなければならないと考えている。

大竹委員

仮に事業系ゴミが有料化ということになった場合、どのように周知徹底するのか。

また、ダンボ・ル類の価値はほとんどゼロというのが現状である。企業から出されるダンボ・ル類は事業者負担とすべきではないか。

(環境部)管理課長

現在、事業系ゴミの減量化対策事業として、事業所における廃棄物の実態調査を行っている。これを踏まえて次年度以降、事業者への訪問指導や説明会等を開催していく中で事業者の意見も聞きながら進めていかなければならないと考えている。

また、ダンボ・ル類については回収される品目が増えてくることによって、市場価格が下がってくる問題がある。全般的なリサイクル市場も睨みながら進めていきたい。

大竹委員

道央6市による固形燃料の調査研究及び札幌圏廃棄物対策連絡会議の協議内容を示せ。

また、今後本市としてはどのような責任を負っていくことになるのか。

環境部主幹

道央6市による固形燃料の調査研究について、可燃ゴミの固形燃料を製造し、それによる発電を行った場合の採算性・可能性について検討が行われている。小樽市としても最終的に固形燃料を利用していくということではなく、

それを実施した場合にはたしてどうなのか、調査研究の結果を踏まえて結論を出していくということである。

また、札幌圏廃棄物対策連絡会議について、従来、札幌圏産業廃棄物処理対策会議ということで、札幌市を中心に 6 団体で構成された会議があった。これに対して札幌市から小樽市に参加の呼びかけがあり、今年 4 月に新たに札幌圏廃棄物対策連絡会議が組織されたものである。同会議には 6 市のほかに道及び小樽市が参画し、8 団体で構成されている。

札幌圏における廃棄物問題についての情報交換、施策の調査研究、不法投棄を含めた総合協力の下、広域処理をテ - マに手を携えていく会議である。

大竹委員

今後、ゴミ問題を考えていく場合、広域処理ということが必要になってくる。札幌圏あるいは後志圏を踏まえた中で、作業分担が必要になってくると思うがどうか。

環境部長

国から各都道府県に通達が来ており、道でも広域行政についての取り組みを行っている。その中で広域行政についての方策を検討しており、その方向付けが出た段階で各自治体と協議を行うことになっている。それが出た段階で検討していかなければならないと考えている。

大竹委員

ダイオキシン問題について、大気汚染防止法及び廃棄物処理法の施行令が一部改正され、本年 1 2 月 1 日から施行されるが、これにより指定物質排出施設に対するダイオキシンの測定義務が発生してくる。市内には測定を必要とする施設は何カ所あるのか。

また、法の施行にあたっては 1 年間の猶予期間があるが、市民は非常に不安をもっており、市民サ - ビスという面からも早急に測定調査を実施すべきと思うがどうか。

(環境部)管理課長

天神のじんかい焼却場については、法施行前の 1 1 月中頃に 4 検体を調査することで作業を進めている。また、指定物質の排出施設でこの法律にかかわってくるのは礼文塚し尿処理場であるが、これについてもできるだけ早い時期に努力していきたい。

大竹委員

4 検体にかかる費用はどのくらいか。

(環境部)管理課長

落札金額は 1 6 5 万円である。

大竹委員

小さな施設でも逆にダイオキシンの発生する可能性が指摘されている。財政状況が非常に厳しいと思うが、市民サ - ビスの面からも早急に調査してもらいたい。

環境部長

礼文塚し尿処理場について、規模的には小さいができるだけ新年度に向けて予算要求していきたい。

大竹委員

2 1 世紀プランでは、高齢者の豊かな経験を活かしながら、社会参加できるしくみづくり、さらには高齢者にとって暮らしやすい生活環境の整備等がうたわれているが、福祉施設の中で高齢者を活用していく考えはあるか。

福祉部長

高齢者が健康と生きがいを持って社会参加してもらくことを基本と考えている。高齢者の活用の場については、例えば育成院では外側の窓ガラス清掃を業者をお願いしているが、内側の窓ガラスや台所の清掃については高齢者が対応している例は承知している。ただ、このような社会福祉施設については基本的にはボランティアという位置付

けである。

しかし、これからの時代はボランティアだけではなく、段階的に有償ボランティアや短期就労の機会を踏みながら取り組んでいくべきと考えている。なお、21世紀プランは理念的なことをいっているが、今言った方向で高齢者の生きがい対策を重点的に考えていくべきではないかと認識している。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時30分

阿部委員

桃内一般廃棄物最終処分場の建設について、現在、工用道路の整備を行っているが、その後の埋蔵文化財調査はどのようにしているか。

(環境部)管理課長

昨年10月31日に桃内地区の13カ所について、道教委及び市教委を含め調査を行っている。その結果、本年3月18日に道教委から埋蔵文化財包蔵地は確認されなかったと通知を受けた。なお、建設工事にあたり、埋文が出土された場合には直ちに道教委に連絡し、善後策を協議するという条件付きの確認がなされた。

阿部委員

水質調査については継続して行っているのか。

環境対策課長

調査地点は河口も含めて2カ所であり、4月から引き続き毎月調査している。

阿部委員

これから本格的な工事が行われる訳であり、工事期間中の調査計画について示せ。

(環境部)管理課長

土砂の流出が懸念されるため、防砂調整池をつくって河川に流す。河川の水質調査等を参考にし、また、必要に応じて防砂調整池からの水質調査を検討していかなければならない。

阿部委員

桃内川上流において、河川を利用している農家から水が流れないという苦情が寄せられているが、河川の管理についてはどのようにしているか。

(環境部)管理課長

河川の取水口が壊れたのは工事による影響ではなく、大雨が原因である。現在、水利組合と話し合いを進めており、十分注意していきたい。

阿部委員

農道と本通線の交差点に信号機を設置してほしいという要望が地域住民より出されているが、これについてはどのような状況か。

(環境部)管理課長

農道の信号機設置について、交通安全対策を含めた工事期間中の環境保全対策を建設事業者と話している。また、必要に応じて町会にもそのことは説明していきたい。現在、工事期間中でもあり、また、道路改良という問題が前提にあり、その中ではまだ一、二年先になる。現状は信号機がないけれども、交通安全対策については誘導員を配置し十分意を配って行っていきたい。

阿部委員

焼却場については埋立処分場の目処がついたら、計画を考えていくということになっているが、同処分場を長く使用していくためにも、今から考えていくべきではないか。

(環境部)管理課長

確かに埋めるというだけであれば、最終処分場は直ぐに一杯になってしまう。ゴミの減量化を図ったり、資源化するための中間処理施設は必要であろう。できるだけ早い時期に将来の見通しを明らかにしていかなければならないと考えている。

阿部委員

埋立最終処分場の建設にあたり、地域住民からいろいろな要望が出されているが、その対応については現状どのようなになっているか。

(環境部)管理課長

地域の要望については平成7年度から順次進めており、今年は小山内商店から町会までの道路改良ということで一定の目処がつくのではないかと考えている。ただ、魚道整備等いくつかの要望があるが、関係機関との問題もあり、直ぐに達成されるかどうかについては検討していかなければならない。ただ、地元町会とは工事の説明会や協定書の提出等も含めた話し合いの場がある。いろいろな要望については誠意を持って応え、行政の信頼度を高めていく努力を引き続き進めていかなければならないと考えている。

阿部委員

要望と引き換えに工事を受け入れたという経過があり、そのような不安を解消するようにしてもらいたい。

ゴミ問題を考える場合、リサイクルや分別収集も大切であるが、その根本としてゴミを生み出す企業への指導が大事になってくる。例えば食品容器をつくっている企業への指導についてはどのように考えているか。

環境部長

ゴミには家庭系及び事業系のゴミがあり、家庭系のゴミも多様化しており、プラスチック・ペットボトル・資源物の缶類がある。一方、事業系ゴミも一般廃棄物と産業廃棄物に分かれる。現在、ゴミ処理にあたっては市民に分別収集をお願いしており、事業系については事業者に対するアンケート調査や説明会を行い、減量化・資源化のお願いをしている。

桃内住民からは分別収集を徹底し、できるだけ延命化を図ってほしいという要望が出されている。桃内住民の要望に対して、小樽市民ができるだけ協力して分別収集を行っていく義務があるかと思う。それぞれの地域に対して連合町会やゴミゼロ広報等でPRしている。今後、受け入れに対する恩恵が他の地域にある訳なので、誠心誠意努力して基本的なことの対策として、行政としての責務を果たしていきたい。

高階委員

本年9月1日より医療保険制度の改正が行われたが、改正の主な目的及び主な改正点は何か。

市民部長

改正の主な目的は各医療保険者とも赤字という背景がある。バブル崩壊後の低成長の中で国民医療費が急激に伸びている。また、少子・高齢化社会を迎え、さらに伸びていくという危機感がある。この一環として今回は患者を含めて被保険者に負担をお願いするということである。保険者が大変な赤字を抱え、保険給付金に対する医療費を支払っていけない中で改正が行われたと理解している。

保険年金課長

主な改正点は以下のとおりである。

被用者本人の負担は従来1割であったのが、2割となる。

全医療制度にまたがる部分としては、外来の薬剤の別途負担、内服・外用・頓服等に負担を求めている。

老健法では、入院費については現在1日710円が9年度より1,000円に、次年度以降は100円づつ上がるという内容である。

外来は現在1カ月1,020円が1カ月1回500円で4回を限度とし2,000円となり、5回以上につい

ては無料となる。

保険料の料率改定が行われ、現行8.2パーセントが8.5パーセントに引き上がる。

高階委員

今回の改正で薬価の二重どりといわれているが、これについてどのような見解か。

保険年金課長

従前は医療費全体を100とすると自己負担は3割で7割が保険者負担となっている。

今回の薬剤の一部負担ということになれば、保険者負担7割に対して薬剤負担が出てくるということで、結果的に給付部分が圧縮されているという点から、かさ上げの部分が二重負担ということで理解している。

高階委員

医療保険制度の抜本改正は2,000年となっているが、改正の特徴的な点は何か。

保険年金課長

新聞報道によれば、医療の効率化、医療保険制度の給付と負担の見直し、医療費の適正化の3つの柱からなっている。医療保険制度における給付と負担については、抜本的な医療の効率的な推進あるいは医療費の適正化の推進を見ながら、再度検討するという点で理解している。

高階委員

今回の改正は医療費について国の負担を減らし、患者に負担増を求めるものであり、実質改悪である。この改正により国保にはどのような影響が出てくるか。

保険年金課長

国保では一般と退職者部分については薬剤負担、老健対象者については一部負担の変更と薬剤負担の部分で影響が分かれる。そのうち一般・退職者については給付費ベースで7,600万円、老健については拠出金ベースで換算すると7,000万円、合わせた影響額は1億4,700万円ということである。なお、保険料ベースに直すと6,500万円ということである。

高階委員

国保会計から見れば患者負担の増加により、余裕が出たということであり、来年度の国保料についてはどのような方針で考えているか。

市民部長

本来国保上から言えば、医療費の総額から患者負担を除き、国や関係の繰り入れ金を控除して保険料を出すのが建前である。平成8年度の決算見込みでは、一般会計から2億5,000万円の繰り入れを行い、なおかつ1億9,000万円の赤字であり、保険料の見直しをする状況になっていない。

赤字の原因については医療費に見合う保険料をもらっていないということであり、仮に来年度黒字になっても累積赤字が26億円も抱えており、なかなか厳しい状況にあると考えている。

高階委員

今回の改正で受診の抑制が進むと言われているが、樽病における受診の影響についてはどうか。

(樽病)医事課長

9月1日から9月9日までの外来患者数は6,605名であり、昨年同期と比較すると患者数は7,115名で7パーセントの減少である。

(第二病院)次長

前年同時期と比較し、10.6パーセントの減少である。

高階委員

今後の見通しについてどのように考えているか。

(樽病)事務局長

9月1日から医療費が改正されるということで、8月中頃から駆け込みの患者が増えた。通常患者は2週間くらいの薬剤をもらっていくので、2週間後にその結果が出るかと考えており、その経過を見たい。

高階委員

現状では回復するという見方か。それとも厳しいという見通しか。

(樽病)事務局長

樽病では2対1看護を行っており、1日の平均患者数は1,030名台である。最近の数字では9月16日は1,130名であり、また、17日は1,000名を超えている状況にあり、このまま推移してほしいと考えている。

高階委員

入院・外来を含めた見通しについてはどうか。

(樽病)事務局長

病院会計から言えば、入院患者が多ければ、若干外来が減少しても影響がないというのが病院の経営と思っている。今のところ8月のままの入院患者で推移している。仮に外来患者が極端に減少するというのであれば、何らかの手当をしていかなければならないと思っている。

高階委員

医療保険制度の改正をする前に、まず医療費の不正請求を正すべきではないかと思う。

今回の改正で国民が負担する額は約2兆円に上り、不正請求を是正すれば今回の改正は必要がないのではないかと。病院における診療報酬収益に対し、どの程度の修正額になるか。

(樽病)医事課長

0.5パーセントの査定になっている。

保険年金課長

国保ではレセプト点検により8年度ベ-スで3,270万円である。

高階委員

大阪市の安田病院では、実際の職員数は届け出の3分の1しかおらず、レセプトを操作するだけでなく、人件費を減らすということをやっていた。これに対する行政からの指導は全く受けたことがなかったということである。

レセプト審査は誰が責任をもって行っているのか。

保険年金課長

国保については直接医療機関と保険者とのやり取りはなく、基本的には医療機関が国保連合会に請求行為を起こすということである。同連合会では1カ月をかけてレセプト点検を行い、終了したものを各保険者に下ろすということである。保険者としても医療費適正化の一環として再度独自に点検をする。小樽市では昭和63年より実施しており、現在5名体制で行っている状況である。

なお、国保以外の政管被用者については診療報酬支払基金があり、そこを経由して各保険者にいくという点では、国保と同じである。

高階委員

審査する人は専門の医師かそれとも一般事務員か。

市民部長

国保連合会では100人ぐらいの嘱託医がレセプト点検を行っている。ただ、膨大なレセプト数なので、全件をチェックするということではなく、主として点数の高いものをチェックしている。点数の低いものについては事務のレセプト点検員がチェックしている。

安田病院とレセプトとの関係については、いくらレセプトを眺めてもその不正部分は出てこない。これは看護婦

の人数をごまかしたということであり、看護料における点数上の問題なので、隠れた部分については発見できない。これについては医療監視によって医療機関の指導を徹底的にやってもらうしかないと考えている。

高階委員

行政としてこの種の問題を管理・監督するところはどこか。

保険年金課長

国保については、基本的に病院・診療所を監視するのは道の業務と押さえている。

高階委員

インディペンデンスの入港に伴い、麻薬や売春等の問題についてはどこが所管するのか。

保健所長

麻薬や暴行行為等は警察の所管である。今回の寄港にあたり、いろいろな角度から周辺の警察や機動隊を動員していると聞いている。保健所の麻薬への対応は予防的な見地であり、今回の件については警察が対応するということである。

高階委員

保健所の事務分掌の中には、酒に酔って公衆に迷惑を掛ける行為の防止等に関する法律を取り扱うとなっているが、泥酔ケースについては保健所の対応と理解してよいか。

保健所長

他人に対する危害の危険性はまず警察が対応することになる。飲酒により一時的に施設に収容する場合、精神病院等の手配ということで保健所に連絡が入るが、真っ先に保健所ということはないかと思う。

高階委員

ただ、交通整理をしていればよいということではなく、本当の警備はよほど腰を据えてやらなければ、後でとんでもない結果になりかねないと思う。その点は指摘しておく。

第二病院の駐車場整備について、どのように考えているか。

サンドール奥沢店前交差点に信号機設置を要請する請願が9年1定で採択されているが、その後の取り組み状況について示せ。

(第二病院)事務局長

第二病院前の駐車場について、拡幅の際に手前部分は簡易舗装されているが、奥の部分は舗装されていない。極力整備を行っているが、車が行き来しているうちに穴が大きくなる。院外の整備もあるので、これらも含めながら順次整備していきたい。

交通安全対策課長

これについては先般の議会終了後、小樽警察署を通じて公安委員会に要請している。同委員会では現地を見ながら全道的な視野の中で設置を検討している。住民の要望もあるので強く要請を重ねていきたい。

佐々木(勝)委員

0-157の対策について、現状はどのようになっているか。

(保健所)保健課長

8月7日に病院に入院した患者で血便が出ているため、保健所においてペロ毒素の検査を実施したところ陽性と確認された。市内では第1号の患者であり、腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病ということで対応した。病院において除菌を行った結果、8月18日の検査で全快し退院したと報告をもらっている。

予防対策としては昨年の大発生以来、保健所内に予防対策会議を設置し全庁的な協力の下、食品関係業者、学校給食関係、福祉施設、市民等に予防パンフレットを配布し、予防対策を推進してきた。また、今年に入り、関係機

関において講習会を実施しパンフを配布して注意を喚起している。さらに一般市民に対しては6月15日の広報おたるにおいて0-157の予防特集を組み、各戸に配布した。

佐々木(勝)委員

これを機会に0-157に対する検査機能の強化についてどのように考えているか。

試験検査課長

現在、何か事故が起きた場合、100人までは対応できる体制である。

佐々木(勝)委員

食中毒の発生については0-157だけではなく、最近では新型のサルモネラ菌が全国的に注目されている。これに対する情報収集とその対策についてはどうか。

生活衛生課長

平成8年度における食中毒の発生件数1,217件の内、サルモネラ菌によるものは350件である。患者数は16,334名で全体の44.2パーセントを占めており、死者は2名である。現在、原因についてはこれだという食品は判明していない。SE(サルモネラエニテリデス)に限って言えば、卵の加工品が多いと言われており、国の対策ではどこの鶏舎から卵が搬出されたかを調査していく必要があるのではないかとということで検討がされている。

SE対策については平成5年に液卵製造施設等の衛生指導要領を出しており、それに基づいて指導している。

佐々木(勝)委員

予防対策にあたっては市民の不安を取り除く上からも、十分な情報を流してもらいたい。

生活衛生課長

SEについては平成5年に家庭内で患者が発症し、4名の患者が出ている。平成6年は1名が発症しており、接触場所は不明である。

佐々木(勝)委員

学校現場ではゴミを燃やすため小さな焼却炉があるが、ダイオキシン問題の発生から今後、禁止の方向で取り組むと理解してよいか。

環境対策課長

市内には市の施設を初め、官公庁や民間施設など376の施設に対し、焼却炉設置の実態調査をするため、アンケート調査を実施している。間もなく回収できるが、その後集計して結論を出していく作業がある。

小中学校の焼却炉については、文部省から通知が来たときに教育委員会と話し合いをしているが、全体的な考え方を示していきたいということで、その取り扱いを待ってもらっている。環境庁の考え方は、来年度初めに小型の焼却炉について調査をしていこうという計画である。その結果を見ながら、何らかの方策が国・道から出てくると考えている。

なお、市の関係分については早急に対応していきたいと考えているが、その辺がまとまるまで待ってもらいたい。

佐々木(勝)委員

環境上良くないということであれば、まず、その使用を中止してその上で排出されたゴミをどう処理するかを考えていくべきではないか。

環境対策課長

市教委との話し合いの中では、プライバシーに関わるものはまとめて焼却していると聞いている。その部分については例えば溶解するとかの方法で、また、新聞等については資源回収に回すとか分別収集を徹底してほしいと要請している。現在、燃やしているのは、燃やさざるを得ないものを行っていると聞いているが、もう少しその辺整理していきたい。

佐々木(勝)委員

院長が考えている樽病における量から質への転換とは具体的には何を指すのか。

(樽病)事務局長

小樽病院は後志の基幹病院として急性期医療を担っている。現在、内科を含め 1 3 科で対応しているが、今後専門別医療をやっていかなければならないと言われている中で、現状、小樽病院では内科という表示しかしていない。それを含めて専門別医療をやっていかなければならないということの発言と受け止めている。

武井委員

生活保護基準の見直しが行政改革懇話会から提言されているが、これはどういうことか。

保護課長

生活保護は国の機関委任事務であり、全て国の基準や実施要領に基づいて実施することになっている。本市もこれに基づいて実施しており、今後も保護の適正な実施に向けて努力していかねばならないと考えている。

武井委員

生保基準の見直しは市の裁量で可能なのか。

福祉部次長

同懇話会において、委員一人一人の積み上げた意見の中でコスト削減、業務の効率化、新たな財源という中の一つに、生活保護基準の見直しの必要性を検討願いたいということであり、アイデアと思っている。

生活保護法は困窮の程度により必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し自立を促すのが法の精神である。生活保護は国の機関委任事務であり、その基準は国より示されており、一自治体の長がその見直しを行うことができない状況にある。この提言は懇話会の意見・アイデアと伺っている。

武井委員

市で見直しができる範囲はあるのか。

福祉部次長

受給者に対する適切な生活指導は大事なことである。これについては保護行政を適切に行ってもらいたいという意味もあると思っている。

武井委員

折角の提言であっても、内容がこのようなになっているということを話し、きちっとした提言内容にしてもらいたい。

行革実施計画によると、リサイクルや廃棄物処理に関する業務の増大に対応するため、第三セクタ - を設立するというところであるが、具体的にはどのように実施していくのか。

(環境部)管理課長

容器包装リサイクル法が実施され、資源物の分別収集の拡大、リサイクル施設の建設、また、桃内の最終分別場の管理・運営の問題、基本的に環境事業として市民に対する意識の啓発、排出業者に対する指導・監督も含めて相当の業務量が予想される。

今後、これらの事業を全て直営で行うということになれば、相当の人員や経費がかかる。何を公社で行い、また、現在委託している業者がどこまで業務を行うのか。全体的な業務を検討する中で、第三セクタ - 等の設立について検討しているところである。

武井委員

平成 9 年には環境事業の直営・委託業務の基本方針を策定するというところであるが、具体的な内容について示せ。

環境部長

いろいろな面でゴミ処理に係る維持管理業務がある。伍助沢では水処理の管理、トラックスケール等は直営で行っている。また、天神焼却場も直営で行っており、今後、益々施設の維持管理は増えていくだろうと考えており、委託業務等についていろいろと検討していくということである。

武井委員

ゴミの固形化燃料について、道企業局では廃棄物の発電システムに係る調査費を、本年の第3回定例会に向けて検討しているとのことであるが、この事業に対する各市の負担はあるのか。また、小樽市の可能性についてはどのように考えているか。さらにRDFの関係は第三セクターにするのか。

環境部主幹

この事業に関する市の負担はないと聞いている。また、小樽市の可能性については、本市だけができて他の5市はだめということにはならないと思う。これは単にRDFを製造するだけではなく、これを一カ所に集約して発電した場合のシステムの可能性調査である。その内容を受けて本市としてこのシステムに乗った方がよいのかどうかを検討していかなければならないと考えている。

また、第三セクターについて、道における調査ではRDFの製造から発電までの全体システムの中で、一体的に第三セクターに委託するという考え方も載っているが、そういう意味では、市が考えている桃内における処理施設の受け皿としての第三セクターとは別な話になる場合もあると考えている。

武井委員

現段階では第三セクターにするかどうかは決定していないと理解してよいか。

環境部主幹

その方向についてはこれからの課題と考えている。

武井委員

市の計画ではリサイクルプラザが平成15年に供用開始し、また、焼却炉については110トン・2基が平成22年ということであるが、それを後追いする形でRDFや広域処理という問題が出てきた。今後計画の見直しも有り得るのではないか。

環境部長

ゴミ処理基本計画では、まず埋立処分場をつくり、次に資源化施設であるリサイクルプラザを建設し、最終的に焼却場をつくるというものである。リサイクルプラザは自治体が建設して分別収集や資源回収等を行う。この資源化施設を広域処理で行ったらよいのではないかとということである。

また、ダイオキシンの問題から、焼却炉については1日100トン以上集めて燃やすのであれば良いが、10トン程度であれば広域処理にするようにという厚生省の考え方がある。従って広域処理という意味は焼却炉についての広域処理と分別収集した後の再資源化するための広域処理の2つがある。

桃内に焼却炉を建設する時には慎重にリサイクルプラザの建設状況や分別容量等を見ながら、どのようにするか検討していかなければならず、見直しも有り得ると考えている。

武井委員

焼却炉110トン・2基の見直しが有り得るとということであるが、熱エネルギーの還元も含めて見直すということか。

環境部長

そのとおりである。

武井委員

現在、市ではゴミの減量化対策としてコンポストによるたい肥化を推進しているが、EM菌を活用したたい肥化はコンポストに係る経費の2分の1以下で済み、早急に実施すべきと思うがどうか。

環境部主幹

E M 菌のたい肥化について、市としては有効であるという認識を持っている。実際に市内の販売店や取扱店の調査を行い、市が支出する助成金の支払方法について話し合いを進めていきながら、現在のコンポスト助成要綱を見直し、できるだけ早い時期に E M 菌についても検討していきたい。

武井委員

今年度を実施すると考えてよいか。

環境部長

今年度は無理かと思う。早くても 1 0 年度からかと考えている。

委員長

散会宣告。